

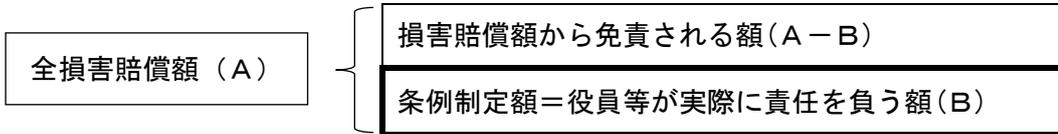
地方独立行政法人神奈川県立病院機構業務方法書の変更について  
(役員等の損害賠償責任関連)

1 背景

- これまで、県知事や県職員等は、住民訴訟において「故意又は重大な過失」がない場合にも個人責任として多額の賠償責任を負わされる可能性があるため、知事や職員等の職務遂行に対する萎縮を招き、行政運営に弊害を生じさせるおそれがあった。
- 平成 29 年 6 月に地方自治法が一部改正され、県から知事や職員等に損害賠償請求する際、個人に「故意又は重大な過失」がない場合には、知事や職員等の賠償責任額を、政令の基準を参考に条例で定める額に限定し、それを超える額は免除することができることとされた。
- 一方、地方独立行政法人法においては、これまで役員等の個人に賠償責任が課されることや、その免除について定めがなかったが、地方自治法の一部改正に合わせて同法にこれらの定めが追加された。
- 特に、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、業務方法書に定めることにより、役員等の賠償責任額を、条例で定める額に限定することができることとされたことから、その対応を行うこととする。(参考資料 1 : 令和 2 年第 1 回神奈川県議会定例会総務政策常任委員会報告資料抜粋)

2 概要

- **損害賠償責任の要件**  
役員(監事を含む。)又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- **免除の要件**
  - ア **全部免除**  
知事の承認を得る必要がある。知事の承認には、議会の議決が必要。
  - イ **一部免除**  
県が制定した条例(令和 2 年神奈川県条例第 55 号。令和 2 年 7 月 17 日施行。)に従い、職責に応じた区分ごとに損害賠償責任額を限定し、これを超えた額についての免除を、知事の承認を得て行うことができる旨、業務方法書に規定することができる。  
なお、知事の承認を得ようとするときは、あらかじめ、監事の同意を得なければならない(監事及び会計監査人が損害賠償責任を負う場合を除く。)



【損害賠償責任の範囲】

区分	条例制定額=損害賠償責任額(B)
理事長又は副理事長	年収の 6 倍
理事	年収の 4 倍
監事又は会計監査人	年収の 2 倍

<<例>>  
 年収 10,000 千円の理事が、100,000 千円の賠償の責任(A)を負う場合  
 ⇒役員等が実際に責任を負う額(B): 10,000 千円 × 4 = 40,000 千円  
 ⇒損害賠償額から免責される額(A-B): 100,000 千円 - 40,000 千円 = 60,000 千円

(参考資料 2 : 令和 2 年度 6 月補正予算案等の概要抜粋)

(参考)

- ・平成 29 年 6 月  
地方自治法等の一部を改正する法律公布  
(地方独立行政法人法の一部が改正された。)
- ・令和元年 11 月  
地方自治法施行令等の一部を改正する政令公布  
(地方独立行政法人法施行令の一部が改正された。)
- ・令和 2 年 3 月  
地方自治法施行規則等の一部を改正する省令公布  
(地方独立行政法人法施行規則の一部が改正された。)
- ・令和 2 年 6 月  
知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例  
地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る控除額を定める条例(参考資料 3)

### 3 今後の対応

損害賠償責任の一部免除に対応するため業務方法書の変更を行うこととし、理事会議決後、決裁の上、県へ変更の認可申請を行う。

変更後	変更前
<p>(略)</p> <p><u>(役員等の損害賠償責任)</u></p> <p><u>第 25 条 役員又は会計監査人（以下「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき、県立病院機構に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。</u></p> <p><u>(損害賠償責任の一部免除)</u></p> <p><u>第 26 条 県立病院機構は、前条の役員等の損害賠償責任について、法第 19 条の 2 第 4 項に規定する要件に該当する場合には、知事の承認によって、賠償責任額から知事が定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。</u></p> <p>(その他)</p> <p><u>第 27 条 (略)</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 22 条第 1 項の規定による神奈川県知事の認可の日から施行する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(その他)</p> <p>第 25 条 (略)</p>

## 2 知事や職員等及び地方独立行政法人役員等の損害賠償責任の一部免責について

### (1) 背景

#### ア 知事や職員等の萎縮の弊害

知事や職員等は、住民訴訟において「故意又は重大な過失」がない場合にも個人責任として多額の賠償責任を負わされる可能性があるため、知事や職員等の萎縮を招き、行政運営に弊害を生じさせる恐れがある。

#### イ 国家賠償法上の求償権との不均衡

国家賠償法で知事や職員等個人に対する求償権が認められるのは「故意又は重大な過失」がある場合とされており、それ以外の場合にも知事や職員等個人に多額の賠償責任が課される住民訴訟との不均衡が生じている。

#### ウ 権利放棄議決の運用

知事や職員等に対する賠償請求権は、議会の議決により権利放棄することができるが、議決の判断が政治的状況に左右されてしまうおそれがある。一方で、住民訴訟の係属中に権利放棄の議決がされると、賠償請求ができなくなるため、住民訴訟制度本来の目的を損なうとの指摘がある。

#### エ 会社法等の状況

会社法等の他の法人制度には、役員等の個人に賠償責任が課されることが定められているが、地方独立行政法人<sup>※</sup>には同様の定めがなかった。

※ 神奈川県の地方独立行政法人

神奈川県立病院機構、神奈川県立産業技術総合研究所、神奈川県立保健福祉大学

### (2) 平成 29 年の法改正の概要

#### ア 地方自治法の改正

県から知事や職員等に損害賠償請求する際、個人に「故意又は重大な過失」がない場合には、知事や職員等の賠償責任額を、政令の基準を参考に条例で定める額に限定し、それを超える額は免責することができることとされた。

(7) 知事や職員等の政令で定める基準（限度）

一会計年度当たりの給与額に相当する額（年収額）に、知事や職員等の職責に応じてそれぞれ次に定める数を乗じて得た額とする。

知事	: 6
副知事等	: 4
地方公営企業の管理者等	: 2
その他の職員	: 1

(4) 議会の議決による賠償請求権の放棄

議会の議決による知事や職員等への賠償請求権の放棄は、条例制定後も可能だが、住民監査請求後に放棄する場合は事前に監査委員からの意見聴取が必要となるなど、一層慎重かつ厳格な判断が求められることとされた。

イ 地方独立行政法人法の改正

地方独立行政法人法の一部改正では、役員等が業務執行に当たり賠償責任を負うことが明記された。また、その職務を行うにつき「故意又は重大な過失」がないときは、各地方独立行政法人が業務方法書<sup>※</sup>に定めることにより、役員等の賠償責任額を、政令の基準を参考に条例で定める額に限定することができることとされた。

※ 業務方法書…具体的な業務の方法の要領を記載し、定款を補完するもの。

(7) 地方独立行政法人の役員等の政令で定める基準（限度）

一会計年度当たりの給与額に相当する額（年収額）に、役員等の職責に応じてそれぞれ次に定める数を乗じて得た額とする。

理事長又は副理事長	: 6
理事	: 4
監事又は会計監査人	: 2

(3) 今後のスケジュール

令和2年6月 令和2年第2回定例会で条例議案提出

- ・ 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（仮称）
- ・ 地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る控除額を定める条例（仮称）

7月 公布日施行

資料1

損害賠償責任の一部免責の条例関係2 議案の概要

1 目的

地方自治法及び地方独立行政法人法の一部改正により、知事や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任及び地方独立行政法人の役員等の法人に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、その一部を免責するなど、それぞれ条例により所要の定めを行う。

2 内容

以下のとおり、職責に応じた区分ごとに損害賠償責任額を限定し、これを超えた額についての免責等を定める条例を制定する。



(1) 知事等の損害賠償責任の一部免責の条例制定後の損害賠償責任の範囲

区分	条例制定額＝損害賠償責任額 (B)
知事	年収の6倍
副知事等	年収の4倍
地方公営企業の管理者等	年収の2倍
その他の職員等	年収の1倍

(2) 地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る控除額を定める条例制定後の損害賠償責任の範囲

区分	条例制定額＝損害賠償責任額 (B)
理事長又は副理事長	年収の6倍
理事	年収の4倍
監事又は会計監査人	年収の2倍

3 施行期日

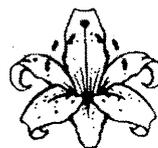
公布の日

問合せ先

【2 (1)】 総務局総務室長代理 長 電話 045-210-2123

【2 (2)】 総務局組織人材部行政管理課長 岡田 電話 045-210-2200

# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和2年7月17日(金曜日)

号外第46号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ		
〇条例		(くらし安全防災・くらし安全交通課)	5
知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(総務・総務室)	4	神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例(環境農政・水産課)	6
地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る控除額を定める条例(総務・行政管理課)	4	神奈川県立の総合職業技術校に関する条例及び神奈川県立産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例(産業労働・産業人材課)	6
地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例(政策・NPO協働推進課)	4	港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例(県土整備・砂防海岸課)	6
事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(政策・市町村課)	4	神奈川県県営住宅条例の一部を改正する条例(県土整備・公共住宅課)	7
神奈川県局設置条例の一部を改正する条例(総務・人事課)	5	神奈川県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例(警察・生活安全総務課)	8
神奈川県県税条例の一部を改正する条例(総務・税制企画課)	5	〇規則	
神奈川県犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例		神奈川県立の総合職業技術校に関する条例施行規則及び神奈川県立産業技術短期大学校条例施行規則の一部を改正する規則(産業労働・産業人材課)	8

## 本号で公布された条例のあらまし

- 1 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例**
  - (1) 地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、知事等の損害賠償責任の一部免責について定めるとともに、免責されない額を定めることとした。
  - (2) この条例は、公布の日から施行することとした。
- 2 地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る控除額を定める条例**
  - (1) 地方独立行政法人法第19条の2第4項の規定に基づき、業務方法書で定めることができる役員等の損害賠償責任の免除において免除されない額を定めることとした。
  - (2) この条例は、公布の日から施行することとした。
- 3 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例**
  - (1) 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人(以下「指定特定非営利活動法人」という。)として1法人を定めるとともに、当該法人に係る神奈川県県税条例第10条第2項の期間を定めることとした。(別表関係)
  - (2) 指定特定非営利活動法人のうち1法人について、神奈川県県税条例第10条第2項の期間の更新を行うこととした。(別表関係)
  - (3) この条例は、令和2年8月1日から施行することとした。ただし、(1)については、公布の日から施行することとした。
  - (4) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。
- 4 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**
  - (1) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部改正に伴い、市町村が処理する事務の範囲について所要の改正を行うこととした。(別表関係)
  - (2) この条例は、令和2年10月1日から施行することとした。
- 5 神奈川県局設置条例の一部を改正する条例**
  - (1) スポーツ局の分掌事務から「ラグビーワールドカップ2019に関する事項」を削除することとした。(第5号関係)
  - (2) この条例は、公布の日から施行することとした。
- 6 神奈川県県税条例の一部を改正する条例**

この公報は再生紙を使用しています

購読料

一箇月 二、九三〇円 一箇年 三五、一六〇円  
(消費税・地方消費税・送料込み)  
本号一部 三三三円(消費税及び地方消費税込み)

発行

横浜市 中区 日本大通一  
神奈川県政策局政策部政策法務課  
電話横浜(〇四五)二一〇一一一

印刷

横浜市 鶴見区 矢向三一一五一一七  
野崎印刷紙器株式会社  
電話横浜(〇四五)五七一三三五〇八

条 例

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例をここに公布する。

令和2年7月17日

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県条例第54号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、同項に規定する普通地方公共団体の長等(以下「知事等」という。)は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、その者が県に対して損害を賠償する責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について、賠償の責任を免れる。

- (1) 地方警務官(警察法(昭和29年法律第162号)第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。)以外の知事等 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

- ア 知事 6
イ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 4
ウ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員、地方公営企業の管理者 2
エ 職員(地方警務官並びにイ及びウに掲げる職員を除く。) 1

- (2) 地方警務官 地方自治法施行令第173条第1項第2号に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

- ア 警察本部長 2
イ 警察本部長以外の地方警務官 1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 理事長又は副理事長 6
(2) 理事 4
(3) 監事又は会計監査人 2

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月17日

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県条例第56号

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例(平成24年神奈川県条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人SHIPの項を削り、同表に次のように加える。

Table with 3 columns: Activity Name, Address, and Effective Date. Includes '特定非営利活動法人 grand-mercere' and '特定非営利活動法人 SHIP'.

附 則

1 この条例は、令和2年8月1日から施行する。ただし、別表に次のように加える改正規定(特定非営利活動法人SHIPの項に係る部分を除く。)は、公布の日から施行する。

2 改正前の別表の規定は、この条例の施行の日前に同表特定非営利活動法人SHIPの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月17日

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県条例第57号

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例(平成11年神奈川県条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表23の項(6)中「第10条」を「第10条第1項」に改め、「に係る事項」を削り、同項(2)中「(2)まで」を「(3)まで」に改め、同項中(3)を(2)とし、同項(2)中「(2)まで及び(2)から(2)まで」を「(3)まで及び(2)から(3)まで」に改め、同項中(2)を(3)とし、同項(2)中「(2)」を「(3)」に改め、同項中(2)を(3)とし、同項(2)中「(2)まで及び(2)か

地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る控除額を定める条例をここに公布する。

令和2年7月17日

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県条例第55号

地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る控除額を定める条例

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第19条の2第4項に規定する条例で定める額は、地方独立行政法人法施行令(平成15年政令第486号)第3条の2第1項に規定する基準報酬年額に、次の各号に掲げる役員又は会計監査人の区分に応じ、それぞれ当